

**令和7年度3回**  
**さいたま市福祉有償運送運営協議会**  
**議 事 要 旨**

**【開催要領】**

1. 開催日時：令和7年11月21日（金）10：00～11：20

2. 場 所：ときわ会館3階 第2会議室

3. 出席委員：12人（敬称略・50音順）

荒井 孝浩	福祉局障害福祉部
伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
川島 有希子	住民又は旅客
佐野 公紀	埼玉県企画財政部交通政策課
澤田 陽子	福祉局長寿応援部介護保険課
清水 孝夫	埼玉県個人タクシー協会
高橋 八州博	福祉局長寿応援部
宮崎 雅貴	福祉局障害福祉部障害福祉課
間 真	福祉局生活福祉部
番場 洋輔	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
山本 宏	社会福祉法人さくら草
吉野 智子	子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

4. 欠席委員：3人（敬称略・50音順）

遠藤 浩司	埼玉交通運輸労働組合
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
増野 美七海	埼玉運輸支局

5. 傍聴人：0人

## 【次第】

### 1 開 会

### 2 協 議

#### (1) 更新登録の申請について

- ・ 社会福祉法人 邑元会
- ・ 社会福祉法人 育成会
- ・ 特定非営利活動法人 ぐりーと
- ・ 特定非営利活動法人 あいのて

#### (2) 対価の変更申請について

- ・ 特定非営利活動法人 あいのて

#### (3) 新規登録の申請について

- ・ 特定非営利活動法人 ビーバー

### 3 報 告

#### (1) 軽微な事項の変更について

#### (2) 令和7年度上半期輸送実績報告について

### 4 閉会

## 【配付資料】

○令和7年度第3回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第

○さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿

○令和7年度第3回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表

○資料1 更新登録申請書（社会福祉法人 邑元会）

○資料2 更新登録申請書（社会福祉法人 育成会）

○資料3 更新登録申請書（特定非営利活動法人 ぐりーと）

○資料4 更新登録申請書（特定非営利活動法人 あいのて）

○資料5 対価に関する変更申請書（特定非営利活動法人 あいのて）

○資料6 新規登録申請書（特定非営利活動法人 ビーバー）

○資料7 軽微な事項の変更等について

○資料8 令和7年度上半期輸送実績報告について

## 【要旨】

### ●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 邑元会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 邑元会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

間会長 福祉有償運送の事業を実施する上で、事業者の視点から感じていること等についてお話いただければと思います。

事業者 利用者からの希望はあるものの、人材が集まらなくて。福祉有償運送って1対1（での輸送）なので、新しく職員が入ってきた際に、（職員が輸送業務で現場を離れてしまっていることもあるため）現場を任せられるまでに育てられないし、人材も入ってこないしという部分があります。結構同じメンバーでやっていて、ケアが入るときには、今属している職員の中で割り振りをしてやっているの、なかなかケアが広がっていかない。利用を希望される方がいても多く受け入れられない状況です。

間会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見・ご質問等ある方はお願いいたします。

佐野委員 県に現在登録されている旅客の範囲が「イ・ロ・ハ・ト」なのですが、（今回「ト」の範囲の縮小を受けて）変更登録を出されたりしていますか。

事業者 確認してみます。

伊藤委員 補足なのですが、「ト その他の障害を有する者」について、利用者が今はいないけれども入ってこられる可能性があり、受け入れる用意があるということでしょうか。

事業者 環境の変化によって、一度利用をやめたけれども再度利用したいという方はいらっしゃると思います。

伊藤委員 流動的ということですか。

事業者 そうですね。

伊藤委員 全く受け入れないということであれば軽微な事項の変更の届出が必要ですが、これから受け入れるかもしれないということであれば、そのままにしておいていただいても結構です。

事業者 分かりました。

山本委員 (生活サポート事業を適用しない場合の料金形態は、形骸化しているため申請書の記載から外した経緯をうけて) 時間制において、生活サポート以外の料金はなくすということでしょうか。

事業者 生活サポート事業以外は、基本的には事業を行っていないです。

伊藤委員 生活サポート事業の利用上限に達してしまう場合もありますよね。そのような場合は自己負担になるということでしょうか。

事業者 そうですね。

山本委員 では生活サポート事業以外の部分は、時間制はやっていないということなのですね。分かりました。ありがとうございます。

もう1ついいですか。先ほど、人材確保の難しさ、育成の難しさをおっしゃっていましたが、何か特別にやっていることがあれば教えていただきたいです。

事業者 入所等の事業所では、利用者登録制のアプリを用いて人材を集めています。人材フェアには積極的に参加し、窓口を開いている形になります。加えて、人材育成委員会というものがあり、職員も育成に向けて動いているのですが、事業所により(人材が)入ったり入らなかったり、差がある状況です。

山本委員 福祉有償運送は、1対1の事業で、かつ密室になりがちなものですので、一時的に雇用した方が信頼のおける方かどうかの見極めも難しいですよ

ね。

○社会福祉法人 邑元会 退室

○社会福祉法人 邑元会の申請について合意

●更新登録の申請に係る協議について(社会福祉法人 育成会)

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 育成会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

- 間会長 日頃から福祉有償運送の事業を実施する上で、事業者の視点から感じていることについてお話いただければと思います。
- 事業者 最近では、当法人は介護保険の事業を広く行っており、通院などで福祉有償運送を利用する方が多いです。在宅で過ごされている方にもニーズはあると認識しているのですが、人的支援が足りずに賄いきれない部分があると日々感じているところです。もっと利用者を受け入れて、ニーズにお応えしていきたいのですが、中々できていないと感じております。
- 間会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見・ご質問等ある方はお願いいたします。
- 伊藤委員 今おっしゃっていた、希望はあってもニーズに応えにくいという部分についてです。上半期の実績報告を見ると運行実績が3回ということですが、これは受け入れが難しい人員体制などの理由があり、この回数にとどまっているということでしょうか。
- 事業者 本質的に申し上げますと、先ほど介護保険の事業をメインで行っていることを申し上げました。令和6年度に介護報酬の改定がありまして、訪問介護の事業に関してはマイナスの改定となりました。そのため、今までよりも介護保険のサービスをもっと受け入れて、収益を上げていかなければならないという方向に経営方針を変えていっています。そこにサービス提供の時間を入れてしまうと、通院にかかる時間を確保することが難しくなってしまうということになってしまっていて、結果として上半期は3件という形になっております。
- 伊藤委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○社会福祉法人 育成会 退室

○社会福祉法人 育成会の申請について合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 ぐりーと）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 ぐりーと 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

間会長 日頃から福祉有償運送の事業を実施する上で、事業者の視点から感じていることについてお話いただければと思います。

事業者 私どもは、営業の主体が障害福祉サービス、地域生活支援で、身体・知的に重い障害をお持ちの方が会員のほとんどです。障害福祉サービスの方も、移動支援の方も、役所の方がいるところで申し訳ないですが、使いにくい部分があるんですよね。特に、移動時の車の利用については厳しい制約があり、現実に沿ったルールを決めてほしいというのが業者としての要望です。モータリゼーションの時代で、現実にそぐわないと感じる部分があります。業務の主体としては、先ほども申し上げましたが、障害福祉サービスと地域生活支援で、福祉有償運の方（の利用）は全体の1%もありません。非常に安い価格で福祉有償運送をやらせてもらっていますが、これはあくまで既存の利用者に対する補完の意味でのサービスです。売上げの補助的な収入などということは考えておりませんので、その点はご承知おきいただきたいです。

間会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見・ご質問等ある方はお願いいたします。

伊藤委員 今のお話を伺っていますと、現在の対価の設定である1kmあたり50円は、収入源としては全く期待していないということですよ。去年の3月に厚生労働省のほうから、ガソリン代実費しか受け取らないのであれば、有償運送の登録は不要であるという事務連絡が出ております。受け取る額を少なくして、報酬は運送の前後の部分の介助について支払われているという解釈ですから、運送部分がガソリン代のみということであれば、登録は廃止されても大丈夫ということではあると思います。

事業者 まずは様子を見つつ検討してみます。

○特定非営利活動法人 ぐりと 退室

○特定非営利活動法人 ぐりととの申請について合意

●更新登録・対価変更の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 あいのて）

○事務局より、更新登録・対価変更の申請の概要説明

○特定非営利活動法人 あいのて 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

間会長 日頃から福祉有償運送の事業を実施する上で、事業者の視点から感じていることについてお話いただければと思います。

事業者 岩槻区に事業所がありまして、さいたま市の端の方ですので、遠い区からの依頼があると大変な部分があります。時間もかかりますし、赤字になりがちの部分がありますので、ご依頼を全部引き受けることができない点に胸が痛みます。ですから、ご依頼については、岩槻区か見沼区に限られてしまうというところが残念だと感じています。

間会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見・ご質問等ある方はお願いいたします。

宮崎委員 生活サポート事業の補助金については、対価である600円を利用者様からはとっていただいてよいのですが、市の方での補助金が30分あたり475円が最大値となっておりますので、申請の際にはお気をつけていただければと思います。

佐野委員 旅客の範囲が埼玉県に登録されているものと「イ・ロ・ニ」で登録されているのですが、「ハ」を追加された際に変更登録はしていますか。

事業者 しています。

佐野委員 「ニ」の申請が今回はないですが、前回と変更ということでしょうか。

事業者 「ニ」の登録の利用者がいたはずですが、念のため確認してみます。

事務局 今までのお話におかれまして、「ニ」の区分の方がいらっしゃったということですので、今後利用される可能性があるということであれば、「イ・ロ・ハ・ニ」の区分で埼玉県の方に提出するということにされた方がよいのかと思われまして。その上で、今後利用がないのであれば手続きをとって変更することも可能です。詳細は後ほど、事業者・埼玉県の方と調整いたしますが、この場においては「イ・ロ・ハ・ニ」の区分でご審査いただくとよろしいかと、事務局としては思います。

間会長 では、そのような形で協議を進めさせていただきます。

○特定非営利活動法人 あいのて 退室

○特定非営利活動法人 あいのての申請について合意

※後日、事業者・埼玉県と調整を行い、協議会での合意事項のとおり埼玉県に提出することとなった。委員への結果報告は、次回の協議会にて行うこととした。

●新規登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 ビーバー）

○事務局より、新規登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 ビーバー 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

間会長                   この度新たに福祉有償運送事業を実施しようとなさった経緯や日頃から感じていることなどをお話しいただければと思います。

事業者                   今回の申請に関しては、もともと草加市で事業を行っておりまして、川口に引き続き3か所目の有償運送の申請となります。始めるに至ったけいいとしましては、やはりそこにニーズがあったからということになります。介護が必要な方の移動手段というのは、ニーズはあるけれども提供が難しいとなると非常に困るので、今回申請をさせていただきます。

間会長                   それでは、委員の皆様からご意見・ご質問等ある方はお願いいたします。

山本委員                  生活サポート事業の設定が60分となっておりますが、30分の利用希望はありますか。

事業者                   補助金の制度として60分あたりでの換算と認識しているので、60分で設定しています。

宮崎委員                  補助限度としては60分あたりで設定させていただいているのですが、実際の利用自体は30分あたりで申請いただくことが可能です。ですので、30分あたりでの利用があるのであれば、30分単位で申請いただくようをお願いいたします。

山本委員                  30分で利用が可能ということであれば、30分あたりでの申請になりますか。

事業者                   そうですね。検討していきたいと思います。

事務局                   今回、委員の皆様に見ていただいている資料が60分あたりでのものになりますが、今までの話を踏まえまして、よろしければ30分あたり475

円の内容で新規登録のご審査をいただければと思います。

間会長                    それでは、今の事務局の内容で協議を進めます。

○特定非営利活動法人   ビーバー   退室

○特定非営利活動法人   ビーバーの申請について合意

○事務局より、軽微な事項の変更について、資料7に基づき説明

以上